

平成21年度定期監査に対する意見

独立行政法人通則法第19条第4項及び第5項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構の平成21年度財務諸表、決算報告書及び事業報告書を監査した結果、正確妥当であることを認めます。

平成22年6月25日

独立行政法人国立文化財機構監事 雪山 行二 ㊞

独立行政法人国立文化財機構監事 服部 彰 ㊞